

Title	江戸近郊農村の農民負担に関する一考察：武蔵国葛飾郡東葛西領の場合
Sub Title	A study in the peasant rent in the Edo suburban village
Author	佐々木, 陽一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.12 (1961. 12) ,p.1087(51)- 1106(70)
JaLC DOI	10.14991/001.19611201-0051
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611201-0051">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19611201-0051</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

従って、反動的な保護関税政策と独占体との相互関係については、著者によれば、「国内における価格のひき上げ、従って人民の、なにかんずく労働者の生計費の昂騰。国外におけるダンピングの政策、従って、ドイツの輸出産業の外国の競争者の扶助。すなわち加工産業の原料資材および重工業部門への益々増大する依存。資本主義諸国間の諸関係の尖鋭化である。」(54)。

以上は、「一八七九年から一八九二年までのドイツ鉄鋼業の独占化にたいする保護関税の成果」と題する研究の第一章および第二章の内容の要約である。筆者は最初に述べたようにドイツ帝国主義の特殊性、そのユニカール的・ブルジョア的帝国主義政策遂行のなかで、ドイツ独占資本の支柱としての鉄鋼業資本のしめる地位、その反動

的性格、そのドイツ軍国主義の物質的基礎としての軍需産業との関係についての新しい解釈、新鮮な問題提供を期待していたのであったが、読み終わったときには、本書の分析はあまりにも微視的で、しかも何かわかりきったようなことを書き列ねたようで、いささか期待はずれの感をさけることができなかつた。そこでこのような中途半端なものに終らざるをえないのはまことに残念であり、読者に申しわけなく感じている次第である。とくに第三章は重要な部分であり、一たび手がけた以上是非とも紹介する義務があるのであるが、締切日もすぎても、到底まとめる気持になれないので、甚だ良心的でなく不手際ではあるけれども、このままです読者諸氏の御寛恕を請うものである。

一九六一・一〇・一八・深更一

# 江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

—武蔵国葛飾郡東葛西領の場合—

佐々木陽一郎

- 一、序
- 二、調査地の性格
- 三、農民負担の内容
- 四、村入用の内容
- 五、農業経営と階層性
- 六、結び

徳川時代における年貢で代表される農民負担に関する研究は、徳川時代の農民的土地所有の性格規定に当り、これを封建的な農奴制的土地所有として、その封建制の確立を農民負担に求めたあたりから始まったと云えよう。更に、地租改正以降の土地所有の半封建制を、徳川時代と地租改正以後の、公租諸掛・地主作徳・耕作者取米とを比較することにより明らかにしようとする努力が試みられた。それと共に、徳川時代における農民的土地所有の性格規定の立場から、封建的貢租の賦課される「新地主」及び手作地主経営の近代性

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

と封建制が論争された<sup>(3)</sup>。しかし、ここではこの封建的貢租それ自体に関する分析よりも、封建的貢租の下における地主経営の近代性Ⅱ資本主義的性格の有無が論ぜられたにすぎなかつた。

しかし、幕末維新期を日本における内発的な必然性から理解しようとする動向がこの論争の中心点であつたのであり、地主経営のブルジョワ性の検討は、商品・貨幣経済・商品生産の農村侵入即ち農業経営の貨幣経済化の吟味にその基礎を置いていた。その中で農民負担は、例えば、貨幣経済の侵入により富裕化する特殊西南日本型農業経営と、貧窮化する西南日本型農業経営の類別対比を行い、この農業経営の差は、「貧富の差別が生じて来るのは農産物収入の多少と年貢負担の軽重に淵由する」とされた戸谷氏の業績に示されるように、農業経営の順調な発展を阻害するものとして取扱われたのであつた<sup>(4)</sup>。そのような農業経営の諸類型の類別と共に、徳川期の基本的農業経営発展のシエーマが論ぜられ、明治維新の物質的基礎たる寄生地主制の成立条件が検討されるに至つた<sup>(5)</sup>。その際、寄生地主が農村の一定のブルジョワ発展の所産であるが、例えば、「領主と金融

的に結びうる高利貸的性格の所持者を除いては生産上の地位如何を問わず没落せざるを得ず、「領主とその財政的逼迫を介して結びついた高利貸資本」が土地を集中して成立した寄生地主の前近代性を明らかにすると共に、小作人剰余分の領主と地主の分前が問題にされた。<sup>(7)</sup> そのような観点に基づき、寄生地主成立の萌芽を質的小作に求め、その物質的基礎を貢租をうまわる農業生産力の上昇に求めた。<sup>(8)</sup> そこでは年貢量が地主発生を規定するものとして考えられている。そして、「米は零細農業によって貢租として生産せられ、集められて領主の手によって商品化するものが大部分を占めていた」とする見解に疑問をもち、領主米以外の商品化米の存在を指摘し、<sup>(9)</sup> 田畑購入の目的は作徳にあり、作徳を決定するのは土地生産力の高下でなく、領主年貢額にありとする考えが生まれた。<sup>(10)</sup> 更にその作徳量は土地購入資金に対して一定の利廻りを生ずる量でなければならず、その為には年貢の定量化による土地値段の安定化が必要であるとして、<sup>(11)</sup> 定免制施行の意義を重視した。<sup>(12)</sup>

このように農民負担は主として農業経営及び地主制成立を規定する主たる要因の一として取上げられて来たのであるが、全国的商品流通の立場から領主米を取り上げる見解がある。例えば江戸と大阪との金銀相場の安定の原因の一を、上方から江戸への送金量の増加に求め、この送金量増加は領主年貢の上昇にあるとして、江戸・大阪の隔地間取引は幕藩体制完成期においては、江戸の商品需要に見合う年貢量の確保によって順調に推進されるとするのである。<sup>(13)</sup> これから領主年貢米の相対的減少のある享保以降の商品流通機構の変質

が当然予想されるのであり、その際年貢米の量及び米価が問題になるであろう。

このように、年貢は農業経営・土地制度及び商品流通機構に大きな影響を与えるが、前者は農民側に、後者は直接的には領主側に関連する。本稿では前者を取り上げるのであるが、次の諸点が問題になるであろう。

- (1) 農民負担は年貢のみではない。通常村入用と称せられるものも、もしそれがかなりのウェイトをもつならば、当然考慮に入れねばならないであろう。<sup>(14)</sup>
  - (2) 村入用も含めて農民負担は、絶対量の抽出も必要であるが、それよりも農業経営及び農民層分解を規定するものとして、土地収量における領主取分と農民取分との比較が問題になるであろう。
  - (3) 従来、この両者の取分の比較は実物米の分割の仕方で行なわれ、その点で定免制による領主取分の一定化が論ぜられたのであるが、領主側にとっても、農民側にとっても米の販売による現金収入が重要な関心事であるから、米価を考慮に入れる必要があろう。
- 以上の諸点を江戸近郊村について吟味するのであるが、そこで検出し得た事実を一般化することはもとより不可能である。ここではそのような農民負担のあり方から、都市近郊村の特質の一面が見出されれば充分であろう。
- なおここで使用する史料は、笹ヶ崎村須原文書、一之江新田

鳥家文書、桑川村宇田川文書である。

二、調査地の性格

ここで、考察の対象とする村は、一之江新田・笹ヶ崎村・桑川村の三村である。徳川期においては、この三村は武蔵国葛飾郡東葛西領に属し、徳川初期より幕府直轄領であった。三村とも幕府直轄領であったことは、関東農村の多くが旗本領に属し、旗本の貧窮化に伴う、年貢増徴に苦しむことが多かったのに比し、比較的寛大な幕府年貢政策の下で、封建的圧迫を受けることが少なかったことを意味する。

第一表はこの三村の、明治七年現在の概要を示す。<sup>(15)</sup> 日本橋よりの里程がいずれも三里内外であり、これによりこの三村はいわゆる江戸近郊農村に属すると考えられる。近郊農村に関する明確な定義はいまだ下されていないが、都市の影響を強く受ける結果として、以下の特質をあげ得るのであろう。

- (1) 商業的農業の発展、特に都市供給を目的とする蔬菜・果樹栽培。
- (2) (1)は当然集約的農業を要し、更に早く

からの採草地消滅により、金肥、特に都市供給の下肥利用。

- (3) 都市の需要に基づく農業外職業の増大、それと結びついて、顕著な人口増加。
  - (4) 以上の諸点は貨幣経済の農村侵入を促進し、その結果として、農民層分解を促進する
  - (5) 農民層の分解は下層農をして農間余業の存在と共に、無高層にまで押し下げ、日雇者・労働者の存在をたらしめ、一部を農業より遊離させ、或程度農村の性格を薄くさせる。
- 以上の諸点をあげ得るのであるが、これを前記三村について検討してみよう。第二表は第一表と同じく明治七年現在の物産状況である。<sup>(16)</sup> この表によれば、主穀と共に蔬菜がかなりの重要性をもつ。その供給先はもとより江戸であった。文久元年五月の東葛西領五五村の代官所に対する嘆願書によれば、東葛西領における青物荷船は明和七年に「吉」字極印を受け冥加永を上納して来た。農民一同はこの青物荷舟を利用して、神田多町・同連雀町・京橋大根河岸・本所四ツ目等の青物問屋に出荷していた(須原文書)。この蔬菜栽培は江戸より購入する下肥利用と密接に結びついていた。笹ヶ崎村には、文政二年より弘化二年にかけて、数度の下肥値段引下げ嘆願書または規定書が残されている。<sup>(17)</sup> これによれば江戸供給の下肥は東葛西領における農業再生産にとって不可欠なものであった。
- 農間余業の発展は、関東農村においても徳川後期には一般的であり、村内戸数の二割以上は農間渡世者であった。<sup>(18)</sup> この三村の農間余業は特に一般の農間余業と異なる点はない。ただ、明治九年の桑川

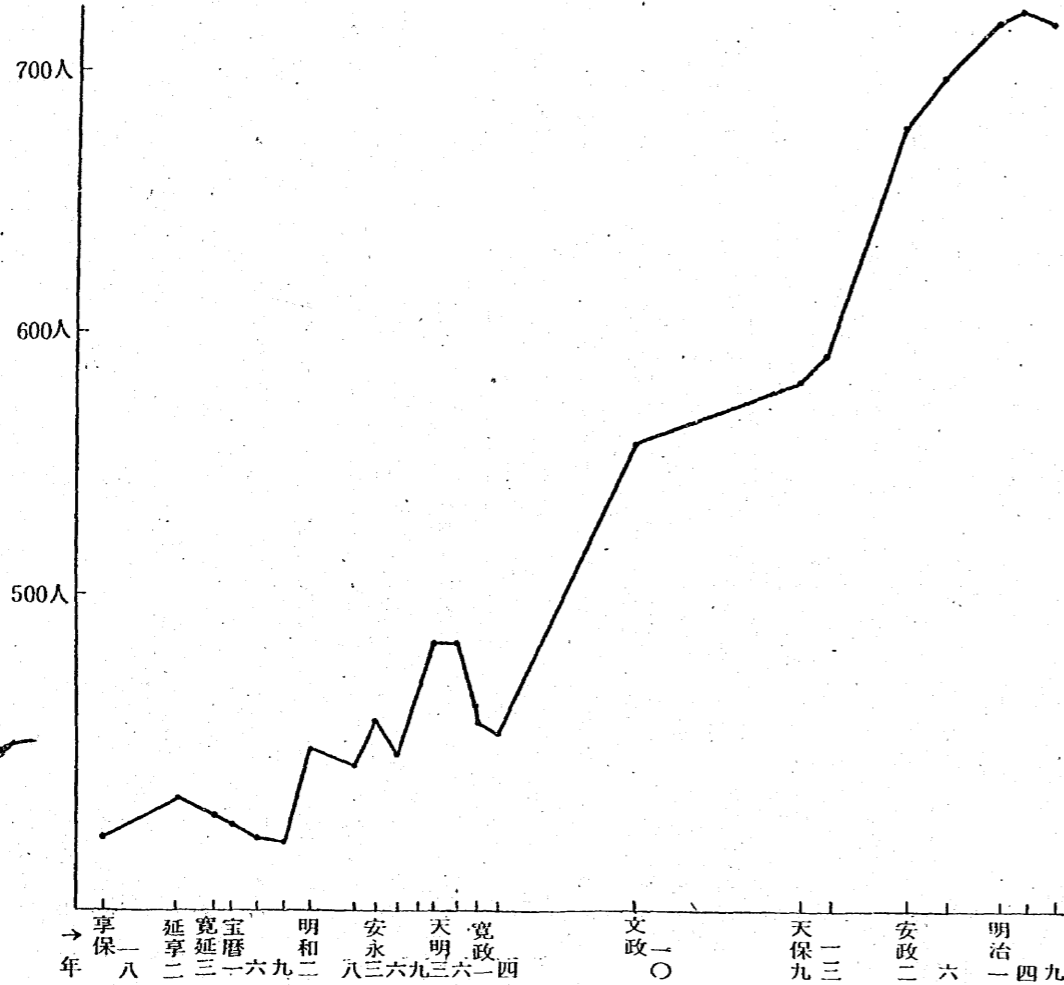
第一表 笹ヶ崎村外二ヶ村概要

村名	本橋よりの里程	戸数	男	女	人口計	田			畑			田畑計			一戸当り反別					
						町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝	町	反	畝			
一之江新田	3里	50戸	156人	141人	297人	27	3	15	8	3	6	23	35	6	7	17	町	反	畝	歩
笹ヶ崎村	3里余	43戸	113人	128人	241人	17	6	12	34	1	6	20	56	8	3	2	町	反	畝	歩
桑川村	2里半	125戸	363人	329人	692人	30	1	29	26	1	1	24	56	2	7	23	町	反	畝	歩

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

第一圖 桑川村人口



第四表 明治九年桑川村階層別職業構成

階層	町								計
	~2	2~1	1~0.8	0.8~0.6	0.6~0.4	0.4~0.2	0.2~	0	
農	1	4	9	11	1	1	1	9	36
業	1	2	—	—	—	—	—	—	3
酒	—	—	1	—	—	—	—	1	2
舟	1	—	—	8	2	5	2	15	33
職	—	1	—	1	—	—	1	9	11
商	1	1	—	—	—	—	—	—	2
質	—	—	—	—	3	1	—	13	17
日	—	—	—	—	—	—	—	7	8
雑	—	—	—	—	—	—	—	2	2
髪	—	—	—	—	—	—	—	2	2
医	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3	8	10	21	7	8	6	66	129

五五 (二〇九一)

第二表 物産

	一之江新田		笹ヶ崎村		桑川村	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
米	石合 391,935	円 1,507,46.4	石合 282,604	円 1,087,02.8	石合 426,100	円 1,407,00.0
大小	麦 31,500	90,00.0	45,500	130,00.3	111,600	138,82.5
大小	麦 10,600	27,90.0	4,500	11,84.2	—	—
大小	豆 7,500	26,08.6	8,550	30,53.4	—	—
大小	豆 1,600	88.9	5,750	9,72.2	—	—
蜀黍	5,850	7,31.3	6,500	7,56.2	—	—
粟	—	—	4,500	8,10.0	—	—
元	—	—	—	—	—	—
豆	24,400把	48,00.0	20,000把	40,00.0	—	—
茄子	5,200箱	26,00.0	5,000箱	25,00.0	—	—
瓜	500 "	3,00.0	1,000 "	13,00.0	—	—
瓜	2,000 "	26,00.0	500 "	16,50.8	—	—
南	1,000顆	5,00.0	2,000顆	10,00.0	—	—
綿	—	—	300顆	15,00.0	—	—
綿	150貫	18,75.0	28貫500目	35,62.5	—	—
傘	35羽	7,00.0	—	—	—	—
蓑	1,000本	100,00.0	600本	60,00.0	—	—
藁	—	—	—	—	3000枚	240,00.0
藁	—	—	—	—	3万把	300,00.0

第三表 農民階層

村名	享和2年	天保11年	嘉永7年
	桑川村	一之江新田	笹ヶ崎村
~2町	3	3	6
2~1町	7	3	3
1町~	41	42	35
無高	0	不明	0
計	51	48	44

以上、この三村は都市近郊農村としての特質をもつのであるが、これが農民負担にどのような影響をもたらすかが、ここで

に依存し続けるのである。第四表はそのような結果を表示している。

この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

に依りながら生活している。この様な人口増加は、戸数増加を前提としたことは当然である。そのような戸数増加と商品貨幣経済とは、著しい農民層分解を惹起するのである。紙数の都合で分解の過程は省略するが、三村の階層構成を各一年ずつ第三表として掲げる。この農民層分解は多くの無高層を生ずるのであるが、その中の一部は他の職業に従事するのである。一部は零細農と共に小作農として、或いは日雇として農業

五五 (二〇九〇)

の主要な課題になるのである。

三、農民負担の内容

ここで考察する農民負担とは、直接田畑に賦課される年貢、及び村内行政費・助郷費・災害費・治水費等によって構成される村入用とを含むものとする。その他の冥加金等々は一応臨時的なものと考えて、除くことにする。

対象として取上げた三カ村中、最も長期間にわたって年貢絶対量の記録を残しているのは、桑川村であって、同村の延宝六年より安政五年に至るまでの、一八一年間に及ぶ年貢割付免状を整理して得た表が、第五表である。これによると、定免制の施行された享保九年以前は、賦課額の変動が著しく、それ以後はかなり安定している。延宝六年から始まるこの年貢高の変遷は、徳川期における領主の、少くとも徳川幕府の年貢取制度の代表的な二つの型を示している。その一は初期から採用されていた検見取制と共に、寛文・延宝年間に一般的に開始されたと考えられる、関東における畑方永納制であり、他は、享保期に始まる定免制である。前者は関西における三分一石代銀・一〇分一大豆代銀納制と共に、当時における全国の商品流通経済に対応する、幕府の新年貢政策の結果であり、後者は、この経済発展が更に進んだ時に必然的に起る幕藩体制危機への、対応策の現われである。しかし、ここではそのような幕府政策の転換乃至それを惹起した経済発展の分析が主題ではなく、そのような年貢取制度の農民に与える影響を考察することが主題なのである。

それで、本稿の対象たる徳川後期特に幕末期の、幕府の年貢取制度に定免制の農民に及ぼす結果を眺めてみることにする。右に掲げた桑川村の享保九年以降の本田の年貢高は水損引等の減免または破免を別とすれば、極めて安定した賦課額である。また、享保一二年・元文三年・寛延元年・安永三年・天明三年・文化一三年・文政四年・文政九年・文政一一年・天保二年・天保三年・天保七年・天保一二年・天保一五年・安政四年・安政五年の一六回にわたり貢租増徴が行われ、その結果安政五年には、この期間における最高額六二石六斗三升三合に達した。これは本田石高一三八石余に対し、四五パーセント余に当る。これを定免制開始当時の四一石七斗四升五合に比し、約二一石の増徴となっている。また享保九年前後を比較すると、前期は減免措置がしばしばとられ、賦課額を非常に不安定なものにしているが、後期はこれに比して減免措置は、天明期を別とすれば殆んどないといつてよい。定免制における破免措置は、一応享保一一年に確定したと考えられる。同年正月の幕府の「御代官五品々被仰渡御書付」によれば、今迄は四分以下の損毛の場合は減免しなかったが、以後、三分までは減免を認める。しかし、三分以下の損毛の場合は定免通り取立てるとある。このような破免条項が第五表にみられるような結果をもたらしたのである。笹ヶ崎村においては、享保期については史料欠如のため知ることはできないが、文化二年以後の年貢勘定帳によれば、桑川村と同様定免制が施行されている。弘化二年の年貢割付状によれば、田方年貢米四二石〇八二・六合であり、これを、田方石高九三石八〇八合で除すれば四

第五表 桑川村本田年貢

年 度	年 貢 額	年 度	年 貢 額	年 度	年 貢 額	年 度	年 貢 額
延宝 6	石合 75,805	正徳 2	石合 28,122	寛延 1	石合 57,454	寛政 7	石合 56,538
7	B 73,255	3	65,694	2	57,454	12	58,169
8	A 15,927	4	41,520	3	57,454	文化 5	58,329
天和 1	C 36,254	5	61,047	宝暦 1	57,454	7	58,329
2	" 56,304	享保 1	65,694	2	57,454	8	58,329
3	" 68,507	2	14,545	3	57,454	10	58,329
貞享 1	70,404	3	44,499	4	57,454	11	58,329
2	" 63,798	4	30,009	6	57,454	12	58,330
3	" 69,672	5	40,789	7	A 40,410	13	59,203
4	" 55,162	6	A 19,573	8	57,454	文政 3	59,203
元禄 1	" 57,862	7	43,925	9	57,454	4	59,307
2	" 63,287	8	A 6,932	10	57,454	7	59,307
3	" 63,517	9	41,745	11	57,454	9	59,310
4	" 69,522	10	41,745	12	57,454	11	59,311
5	" 69,179	11	41,745	13	57,454	天保 2	59,640
6	" 52,297	12	48,669	明和 1	57,454	3	62,437
7	" 54,133	13	A 27,227	2	57,454	5	62,437
8	" 64,003	14	47,582	3	57,454	6	62,437
9	" 62,057	15	47,582	5	57,454	7	62,440
10	" 59,861	16	47,582	6	57,454	8	62,440
11	A 36,877	17	47,582	7	57,454	9	62,440
12	" 31,737	18	47,582	8	57,454	10	62,440
13	C 53,140	19	A 32,884	安永 1	57,454	11	62,440
14	" 47,834	20	47,582	2	F 57,489	12	62,444
15	" 61,280	元文 1	47,582	3	59,672	13	62,444
16	A 40,954	2	47,582	4	59,672	14	62,571
宝永 1	" 1,367	3	49,960	5	59,672	15	62,447
2	D 52,634	4	49,960	6	59,672	弘化 2	62,447
3	" 45,626	5	49,960	天明 3	F 59,684	4	62,447
4	B 28,082	寛保 1	49,960	4	A 0	嘉永 3	62,447
5	A 40,989	2	A 0	6	A 0	安政 1	62,447
6	D 44,407	3	49,910	7	A 57,702	4	62,630
7	" 48,338	延享 2	62,638	8	57,702	5	62,633
8	A 46,182	3	49,960	寛政 3	A 0		
正徳 1	" 46,182	4	49,960	5	58,663		

注1. 便宜上、畑方年貢は除き、田方年貢のみを掲げた。  
 2. 史料欠如の年は、これを除いた。  
 3. アルファベット略号は次の如くである。A. 水損引 B. 風損引 C. 検見引 D. 早損引 E. 付荒引 F. 定免切替増。  
 4. なお、享保九年以後は定免制が実施され、従ってそれ以後の年貢額増加はすべて定免切替増によるものと思われるが、実際に割付免状にその旨が記されているもののみFの符号を付した。

四・四パーセントになり、桑川村の同年の年貢率四二・三パーセントとほぼ等しい。従って、幕末期における東葛西領各村の年貢率は村高に対し、四〇パーセント以上であり、四公六民にはほぼ相当すると考えて大過ないと思われる。定免制施行に当って幕府の目的とした五公五民の年貢率は、文化期においてもまだ、当初の目的を果していないのであるが、これが、どのような意味をもつのかはここでは取上げない。

定免制が農民側に重要な影響をもたらす要因としては、年貢量の固定と、その固定された年貢量の高さにあるであろう。前者は、土地収量を一定とすれば、年貢を差引いた農民手取分が一定になり、定免切替時における年貢増徴を生産力の上昇が上回るとすれば、そこには寄生地主制が体制的に出現する条件の一つが成立することになる。少くとも農民の手に余剰が蓄積する可能性が出現したと云えるであろう。しかし、このことはあくまでも年貢量の高さに規定されていることは云うまでもない。従って、前者は後者に規定されていると云える。しかも、それは単に量の問題ではなく、或る年貢量が農民再生産にとり、いかなる意味をもつかということになる。この問題は四節に譲ることにして、ここでは年貢量の固定化について考察する。

第六表は笹ヶ崎村の年貢及び村入用の弘化三年より万延元年に至るまでの一覽表である。この両者を合計したものが、笹ヶ崎村における農民負担の殆んどすべてを網羅したものと考えられる。嘉永二年の年貢割付免状によれば、本途物成・小物成その他の付加税等を

第六表 笹ヶ崎村 農民負担

年 度	年 貢			村 入 用			計		
	米換算	金換算	銭換算	米換算	金換算	銭換算	米換算	金換算	銭換算
弘化 3	石	兩	貫	石	兩	貫	石	兩	貫
	63.4	131.8	1001.7	19.9	41.6	446.5	83.3	173.4	1448.2
弘化 4	72.6	83.5	551.1	24.6	28.4	287.4	97.2	111.9	838.5
	嘉永 1	71.2	88.0	580.8	27.1	30.2	235.3	98.3	118.2
嘉永 2		64.5	115.5	750.8	18.8	33.7	322.3	83.3	149.2
	嘉永 3	64.8	116.7	746.9	23.5	40.9	332.6	88.3	157.6
嘉永 4		51.5	99.1	634.2	39.5	52.0	374.7	91.0	151.1
	嘉永 5	79.9	105.0	672.0	26.8	41.9	267.9	106.7	146.9
嘉永 6		73.5	100.2	661.3	29.4	43.2	276.6	102.9	143.4
	安政 1	71.2	91.2	601.9	31.7	41.2	271.6	102.9	132.4
安政 2		68.1	95.9	662.5	34.1	47.5	318.9	102.2	143.4
	安政 3	68.1	89.0	596.3	30.4	38.2	254.5	98.5	127.2
安政 4		71.2	88.3	676.4	53.3	66.2	450.4	124.5	154.5
	安政 5	71.9	90.1	594.7	65.2	82.2	509.6	137.1	172.3
安政 6		69.6	86.0	752.8	39.1	46.9	318.7	108.7	132.9
	万延 1	69.1	95.9	652.1	35.2	48.9	332.6	104.3	144.8

含めて、米四三石六斗九升合六夕、永二三貫九六〇文四分になっている。貢租額が年々変動しているのは、金と銭の交換比率及び米価が変動しているためである。田方の米、畑方の米による賦課率は毎年一定している。(笹ヶ崎村における米価及び銭相場は、第七表と第二図参照) 現物において固定化された田方の米納年貢と、計算貨幣化たる永において固定化された畑方の金納貨幣が、徳川後期にはすでに現実の生産力を表示しない村高の何パーセントに当るかということを云々するのは無意味であろう。今、田方のみに問題を限定するならば、現実の生産力と年貢量との比較が、農民の農業再生産構造において取上げられなければならない。更に、もし対象とする地域なり村なりが、貨幣経済の影響を深く受けているならば、それは当然米価と結びつけて考慮されなければならないであろう。畑方についてもほぼこれと同じことが云えよう。これは特に地主経営(手作及び寄生地主、特に後者)に最も妥当すると考えられる。また、農民に最も関係深い銭相場が、どのように動くかによっても、その影響するところ大である。その際、米価や銭相場がいかんにして決定され

るか云うことは、本稿の主題ではない。決定された米価・銭相場が、所与のものとして、農民の負担をどのように変化させるかを観察することが、ここでの問題なのである。そのような観点にたつて、米・金・銭で計算された年貢を各年について眺めたとき、定免制という年貢取体制においても、それは必ずしも一定しないのである。更に、これに他の重要な農民負担たる村入用を加えると、その変動は更に大になるのである。村入用はその性格によって、年々固定したものでなく、変動するのが通例である。銭で表示された村入用額は、最高の年である安政五年の五五九貫余と、最低の年嘉永元年の二三五貫余を比較すれば、二倍以上の変動を示すのである。

それ故に、総体的にみた農民負担は、定免制下においても、必ずしも固定的なものでなく、むしろ変動する場合が多く、その変動の原因は、一方には貨幣的要因による年貢の変動(定免切替時の年貢増徴や、減免措置による変化を別として)があり、他方村入用の動きが、これに附加されるところにあるのである。従って、次に村入用の内容の分析が取り上げられなければならない。

#### 四、村入用の内容

現在笹ヶ崎村には天保二年より、明治四年に至るまでの、四一年間にわたる諸役入目書上帳が残

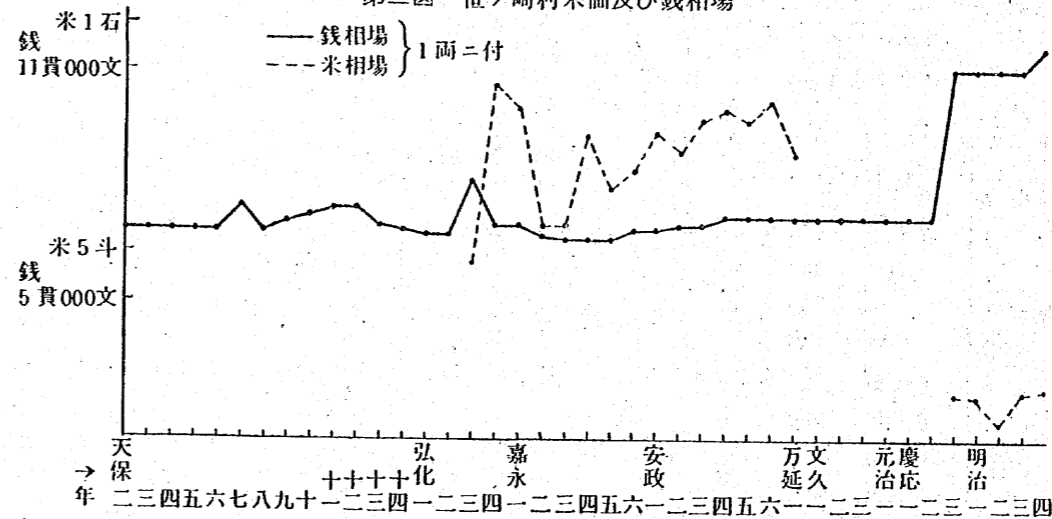
第七表 笹ヶ崎村米価及び銭相場 (基準は金1両)

年 度	米		合
	貫	文	
弘化 2	6,336		
	7,575	480.6	
弘化 3	6,604	868.7	
	6,599	809.3	
嘉永 1	6,500	559.7	
	6,400	558.7	
嘉永 2	6,400	760.0	
	6,400	640.0	
嘉永 3	6,400	640.0	
	6,556	680.0	
嘉永 4	6,600	770.0	
	6,700	719.5	
安政 1	6,700	795.5	
	6,800	805.0	
安政 2	6,800	795.6	
	6,800	834.5	
安政 3	6,800	719.8	
	6,800	450.0	
安政 4	6,800	450.0	
	6,800	450.0	
安政 5	6,800	450.0	
	6,800	450.0	
安政 6	10,000	—	
	11,000	200.0	
万延 1	10,000	104.0	
	10,000	204.3	
万延 2	11,200	208.1	

第九表 笹ヶ崎村、一之江新田、安政5年村入用

一之江新田			笹ヶ崎村		
項目	金額	百石当り負担額	項目	金額	百石当り負担額
千住新宿定式賃銭	23,232		千住新宿定式賃銭	15,160	
新宿町臨時賃銭	12,376		新宿町臨時賃銭	8,860	
小計	35,608	14,600	小計	24,020	12,500
春川俣筋出金	15,884		春川俣筋出金	11,466	
東用水藻刈賃	3,334		東用水藻刈賃	3,250	
川俣元以修葺費	9,196		川俣元以修葺臨時出金	6,549	
宇喜田川藻刈賃	600				
東一之江境川藻刈賃	5,599				
境川郷渡人足賃	3,476				
小計	38,089	15,900		21,265	10,900
関 柁 番 銭	444		堤 自 普 請	50,135	
酒 代	11,988		水 防 諸 入 用	29,821	
水 防 諸 式 入 用	29,600		水 防 人 足	86,548	
村 築 返 し 見 廻	1,300		水 防 諸 色 代	55,488	
白 米 三 斗 代	4,300		水 防 用 蠟 燭 代	8,924	
番 之 物 や さい	1,200		水 防 用 高 張 提 灯	3,228	
こ も 担 料	500		用 水 藻 刈 人 足 賃	43,648	
縄 代	1,700				
わ ら 代	248				
竹 代	300				
蠟 燭 代	3,200				
籠 糶 代	164				
ね き 上 げ 代	48				
杭 木 代	126				
小計	55,118	24,090		277,792	148,000
名 主 役 料	30,096		名 主 役 料	40,800	
年 寄 役 料	10,032		年 寄 役 料	13,600	
定 使 給 金	28,424		定 使 給 金	7,000	
年 番 役 料	3,513		百 姓 代 役 料	6,800	
五人組帳認紙代	2,696		御 用 状 持 送 り 用 蠟 燭 代 并 御 免 勅 化	96,156	
御 用 向 出 張 并 御 免 勅 化	* 8,580		村 役 人 出 帳 費	6,900	
御 用 向 提 灯 高 張 代	320		同 上 宿 泊 費	5,422	
蠟 燭 代	2,600		才 料 給	1,700	
年 頭 諸 入 用	1,472		* 御 免 勅 化 は そ の 他 の 項 に 入 れ る べ き で あ		
才 料 給	1,472		る が、 原 史 料 で 上 記 の よ う に 一 括 し て 記		
炭 代	324		入 さ れ て い る の で、 こ の 項 に 入 れ た。		

第二図 笹ヶ崎村米価及び銭相場



されている。この文書には同村の村入用が殆んどすべて記載されていると考えられる。その内容は、

- (1) 助郷費
- (2) 水利費 (村内及び領内)
- (3) 村政費
- (4) 領内費
- (5) その他

に分類し得る。(1) (2)は説明する必要あるまい。(3)は村役人・定使の給料、紙筆墨代・蠟燭代等村内の行政費であり、(4)は触頭給料・霞品々出銭等の村組合の費用である。両者は領主と農民との結節点において両者を媒介する、即ち領主の村落

第八表 笹ヶ崎村、一之江新田、安政五年村入用

	一之江新田			笹ヶ崎村		
	負担額	百石当り負担額	百分比	負担額	百石当り負担額	百分比
助領村	35,608	14,600	10.6%	24,020	12,500	4.7%
内 水 利	38,089	15,900	11.1%	21,265	10,900	4.2%
村 内 水 利	55,118	24,090	16.8%	277,792	140,800	54.6%
村 政 内 費 他	111,910	44,800	35.9%	128,478	66,900	25.1%
領 内 の 計	82,121	34,200	25.4%	58,011	27,700	11.4%
そ の 計	804	—	0.2%	—	—	—
計	323,650	133,590	100.0%	509,566	258,800	100.0%

支配が農民の負担において行われていることを示している、いわば近世における農民自治の性格を端的に表現しているものである。村入用は以上のように領内に共通する部分と、村固有の部分とから構成されている。後者はその村の置かれている条件により、同一領内においても著しく異なることがある。また、領内共通の部分であっても、領内全村で負担すべきものもあれば、一部の村々で負担すべきものもある。従って或る領内における各村の村入用は、必ずしも村々の石高に比例した額ではなく、むしろかなりの差を生ずるのが通例である。

それで笹ヶ崎村とはやや条件の異なる、一之江新田

第一〇表 笹ヶ崎村助郷費

年 度	負 担 額	臨時助郷件数	村 対 入 用 比
	銭 貫 文	件	%
天保 2	13,071	2	5.1
3	23,953	1	9.4
4	17,237	2	7.7
5	35,121	2	13.9
6	16,626	0	6.5
7	16,626	0	4.7
8	13,100	0	4.3
9	11,549	0	3.5
10	13,348	0	2.9
11	20,500	0	5.8
12	16,626	0	7.2
13	22,504	2	8.2
14	28,530	1	11.9
弘化 1	20,066	1	6.1
2	17,704	0	4.9
3	19,620	1	4.4
4	20,723	1	8.8
嘉永 1	15,060	0	6.4
2	36,828	4	11.4
3	41,800	3	12.6
4	19,307	1	5.6
5	15,060	0	5.7
6	23,882	2	8.7
安政 1	35,232	1	13.0
2	20,084	1	6.3
3	22,522	1	8.9
4	18,889	1	4.2
5	23,920	1	4.3
6	32,523	1	10.3
万延 1	29,926	1	8.9
文久 1	55,434	1	13.8
2	70,122	3	14.4
3	220,019	5	37.4
治 1	96,736	5	14.1
元 1	172,953	2	22.1
治 2	181,441	4	21.5
慶 3	133,014	3	5.5
明 1	330,756	—	22.5
治 2	202,169	—	15.8
3	137,007	—	5.8
4	88,384	—	0.7

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

第一〇表は助郷費を示しているが、これによれば文久三年を除き、他は全村入用中二五パーセントを越えることはなく、絶対額においても、銭相場の著しく低下した慶応三年以降（第七表参照）を除き二〇〇貫を越えることはない。

東葛西領における主要街道は、千住より東葛西領小菅村・新宿町を経て、下総国松戸を通り水戸から平に至る陸前浜街道であったが、これは脇街道であり、通行諸大名も少なかった。故に東葛西全体が助郷村に編入されたのは、元文三年であり、四九カ村合高二万六千石余が新宿町の定助郷を命ぜられた。この時の負担額は新宿定式伝馬賃銭として、高百石につき二貫八八九文であった。後天保五年より千住宿定式伝馬賃銭が高百石につき二貫三六七文が賦課された。その後、何回かの増額があったと考えられるが、この経過は不

明である。その結果として天保以降、新宿・千住両宿定式伝馬賃銭として、笹ヶ崎村は一六貫乃至一五貫余を負担することとなったが、その額は同村村入用全体に比すれば僅少であったと云える。むしろ幕末の政情不穏に伴う、陸前浜街道、千住宿を経由する陸羽街道を通過する諸大名通行量の増大が、助郷臨時課役を生ぜしめたことが、助郷費を必要以上に高くした。特に文久二年以後はそうである。しかしこれを考慮にいれても、助郷費が笹ヶ崎村村入用に占める割合は文久二年以後を除けば、少ないものであり、従ってこの部分の変動が村入用全額を左右することはまれであった。

次に水利費について検討してみよう。

同村の水利費は用水費維持費と水害対策費に分れ、両者とも領内と村内の両者を含む。東葛西領の用水は主として東葛西用水である

第九表のつづき

一 之 江 新 田			笹 ヶ 崎 村		
項 目	金 額	百石当り負担額	項 目	金 額	百石当り負担額
	銭 貫 文	貫 文		銭 貫 文	貫 文
定使濱地代	15	—			
出火之節掃屋酒切手并御届諸入用	4,910	—			
村雇上ヶ之分	11,700	—			
杣九人賃銭	4,248	—			
定 番	1,200	—			
高張提灯張替代	900	—			
茶盆損料	248	—			
急 触 代	148	—			
小 計	111,910	48,800		128,478	66,900
霞品々出銭	82,121	—	霞品々出銭	55,829	—
			触頭役料	2,182	—
小 計	82,121	34,200	小 計	58,011	29,700
郷破地御成ヶ分	40	—			
河岸地代	368	—			
河年貢津出	148	—			
清二郎	148	—			
小 計	804	—			
総 計	328,760	133,590		509,566	258,800

をとりあげて、この両村の村入用を比較してみよう。

第八表は、安政五年の両村村入用を比較したものである。両村における最も特徴的な差異は百石当りの負担額において、笹ヶ崎村が一之江新田の約二倍を占めていることである。この相違をもたらした原因は、前者の村内水利費が二七七貫余であるのに対し、後者が五貫余に過ぎないところに存する。百石当りの負担額にして、前者が一四〇貫、後者は二四貫余である。これを詳細に観察するために、第九表を掲げる。笹ヶ崎村の村内水利費中、水防諸入用に關する五項目がずば抜けて多額であるのが目立つ。これはこの年の夏秋二回にかけての江戸川出水による、堤防修理費用である。この江戸川出水による臨時的支出は後に述べるが、安政五年においては、両村の他の項目の支出に余り差が無いのであるから、両村の村入用額の差を生ぜしめた決定的な理由は江戸川水防費の有無であり、この点に自然的条件が、村入用に大なる影響を及ぼしていることが認められるのである。

このように或る特定の年において、各村の負担する村入用はその石高に比例しないのであるが、同一村においても年により変動著しいものがある。それを決定する条件はさまざまであるが、先きの分類に従って、笹ヶ崎村における村入用の変化を眺めてみたい。



第一二表 笹ヶ崎村水利費

年 度	領内・村内水利費		対村入用百分比		領内臨時費		同対治水費百分比		村内臨時費		同対治水費百分比	
	銭	貫文	%	件	銭	貫文	%	銭	貫文	%	銭	貫文
天 保	2	85,228	32.9	1	357		0.4		4,100		4.8	
	3	83,695	32.9									
	4	88,438	29.4					3.9				
	5	99,268	35.9									
	6	90,617	35.3						10,100		1.1	
	7	176,217	49.8						32,190		17.8	
	8	99,673	32.6			3	21,318	21.3	45,000		45.1	
	9	117,605	36.0			1	4,428	3.8	40,386		34.4	
	10	217,398	46.6			3	10,775	4.8	32,240		14.9	
	11	132,965	37.9			2	27,041	21.9				
	12	10,199	6.4									
	13	44,624	17.3									
	弘 化	1	120,431	36.7		1	2,500	2.1		25,800		21.5
2		137,509	38.8		1	15,900	11.6		26,700		19.4	
3		206,608	46.9						70,564		34.1	
4		43,045	18.8									
嘉 永	1	59,861	25.4									
	2	153,901	31.1						31,226		20.3	
	3	95,437	28.8						15,248		16.0	
	4	61,980	16.6									
	5	50,884	19.1		1	1,363						
安 政	1	48,098	18.1									
	2	51,682	16.6									
	3	28,724	11.6						20,324		70.6	
	4	146,119	32.4						120,188		83.5	
	5	292,208	52.3						228,319		78.1	
	6	61,456	19.5						8,604		13.9	
万 延	1	80,244	24.2						20,184		25.1	
	1	120,709	30.0						32,836		27.3	
	2	285,160	57.6						132,236		46.3	
元 治	1	306,482	52.2		1	36,157	11.8		149,244		38.7	
	1	142,885	23.0		1	36,157	23.5		106,812		74.9	
	1	231,561	29.6		1	30,779	13.3		179,324		77.5	
	2	349,785	39.2		1	27,686	6.5		171,998		49.0	
明 治	1	413,752	20.8									
	1	598,970	37.1									
	2	624,213	48.7									
	3	1,591,001	67.5									
4	1,107,199	59.4										

{記載方法が変わったため、この年より臨時費の抽出が不可能である。}

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

第一一表 笹ヶ崎村災害

年 度	災 害	
宝暦 3	江戸川沿い外堤耕地466畝23歩川欠。	
寛政 10	水難(詳細不明)。	*
12	出水、外堤破れ、外堤耕地すべて冠水。	*
享和 1	水難及び風害(暴風雨によると考えられる)。	*
2	新宿町諏訪野堤決潰、更に大風雨で稲吹倒れる。	
文化 3	大雨外堤25間決潰、外堤耕地8町冠水。	
5	大雨江戸川出水、堤2ヶ所のべ14間決潰、外堤耕地一円冠水。	
7	麦作不作(詳細不明)。	
天保 4	凶作(詳細不明)。	
7	凶作(詳細不明)。	
15	水難、外堤決潰、外堤耕地麦作一円冠水。	
嘉永 2	水難、82石271合(全石高の45%)水腐。	
同 3	水難、外堤13間決潰、外堤耕地一円冠水。	
5	4日以来の大雨で外堤溢水、外堤冠耕地水。	*
安政 2	大地震。	*
3	大嵐津波で東葛西領13ヶ村田畑冠水。	*
慶応 4	水難田畑合16町17畝余(全反別の42.8%)冠水。	*

注 この外に安政5年にも大水害があったと考えられる。\*全東葛西領に及ぶもの。

が水源地から遠く離れ、早損に悩まされることが多かった。また同村は低湿地にあるため水損にも悩まされることが多くあった旨、村明細帳にも記されている。第一一表は同村史料中に現われた災害を整理したものであるが、水害の圧倒的重要性を知ることができよう。従って、水害対策は用水維持と同様、笹ヶ崎村及び東葛西領全体にとって重要な課題であった。

領内用水に関しては、天保九年九月の東葛西領村々の議定書によれば、その用水費負担額は高百石につき、錢七七貫とされている。これを同年の助郷費は高百石につき五貫文であったのと比較すれば、かなりの負担額であったと云わねばならない。その外、第一一表にみられるような、全領内に及ぶ水害の際には臨時費を提出せねばならなかったのである。

村内用水費は堀浚・藻荇等であり、天保二年を例にとれば、人夫二九二人を使用したのみで、軽微な負担ですんだ。これに比し、江戸川沿いの村である笹ヶ崎村にとって、江戸川治水が重要な課題であった。一一表にみられる江戸川出水は、同村の江戸川本堤の内側に設けられた外堤をしばしば決潰し、その結果、この中にある外堤耕地が冠水した。文化三年の記録によれば、江戸川通川除堤長一九七間、外堤五四二間であり、いずれも御入用御普請所になっている。しかし、寛政一二年の同村の代官に対する嘆願書によれば、幕府の御普請費は滞りがちであり、それは農民自身に負担せねばならなかった。それには年々の定式普請費の外に、堤決潰の際はその修復費も含まれているのである。第一二表は水

利費の一覽表であるが、これをみると助郷費が比較的一定していたのに比して、変動が著しい。その原因は銭相場の変動もあるが、臨時費支出が主たる要因である。臨時費の無い年でも総額が変動するのは、経常的に課さるべき領内用水費が年により賦課されないことがあるため、さきの御普請費の農民転嫁と合わせて、幕末期における幕府水利対策の弛緩が読みとれ、更に御普請費の転嫁は当然、年貢以外の農民負担を増大させるのである。第一二表において水利費が一〇〇貫を越える年は必ず村内臨時水害対策費が計上されているのである。従って笹ヶ崎村入用において、大なるウェイトをもつ水利費の変動は村入用総額を左右し、その結果、定免制の効果や程度無効にする作用をもつのである。

五、農業経営と階層性

最後に農民負担額が農業経営に及ぼす影響と、農民層分解を惹起する一因としての農民負担の階層性を考察したい。

まず、反当貢租額と米の反当収量の比較をしてみよう。笹ヶ崎村における徳川期の反当収量は不明であるが、小作料は村明細帳によれば天保五年下田反当一反につき一石とされている。今仮りに小作人取分を小作料の五割とするならば反当収量は一石五斗になる。明治六年の同村物産書上には田方平均収量は反当約一石六斗であるので、この一石五斗もほぼ実際の生産力を示すと考えられる。米によって表示される農民負担中最高額に達する安政五年のそれは約一三七・一石である(第六表参照)。これを村高一九二石五五六合で除す

ると、村高一石当りの負担額は七〇八・四合になる。また下田の石盛は五ツであるから村高一石は下田二反に相当し、この小作料は二石である。故に下田二反当りの負担額七〇八・四合を小作料二石で除すれば、三五・四二パーセントになる。更に下田二反の予想収量を三石とみなせば、二六・一三パーセントにすぎないのである。この数字が米による最大の負担のあった年の田方反当負担率であったのである。今、第二表に掲げた明治七年における笹ヶ崎村の全農業生産物価格は一五・一二円余である。地租改正のまだ行われていない同年の正租・雑税中現物納たる米合計四七石余を、物産表より得た米価三円八三銭より価格に換算すれば一七七円余になる。これに現金納分四九円余を加えて得た二二七円余を先きの農産物価格で除すれば、〇・一五になる。また、明治四年の総負担額は米にして二二・七石になるが、明治六年の物産書上による農産物総額一三九四円余を、同年の米価三円八五銭で除すれば、同年の総物産の米換算三六二・六石を得る。これを二二・七石と比較すれば僅か六・三パーセントにすぎないのである。

以上のように、笹ヶ崎村の農民負担は田方における実物の比較においても、また全農業生産物価格との比較においても、きわめて僅かなものであったと云える。もしも、土地生産力が災害を蒙ることもなく、順調にその収量を農民にもたらすとすれば、この低い負担額は農業経営上有利であると思われる。例えば、明治七年の同村明細帳によれば、田方米総生産量は三一七石九五二合であり、貢租分は四四石〇〇五・一合であった。その結果、自家費用分二五九石

余及び販売分一四石七四六合が農民の手許に残されている(もともとこの自家費用分二五九石は多すぎるかもしれない)。とするならば、米作に基礎を置く地主制の展開は当然みられるはずである。笹ヶ崎村より更に低い貢租を課されている一之江新田では、そのような地主の一応の発展をみている。

第一三表 田島家所持地小作地反別

年 度	所持反別		地 別	
	小反	作地	小反	作地
元禄 8 年	904.15	279.22	904.15	279.22
天明 9 年	568.09	294.09	568.09	294.09
天保 11 年	563.21	276.27	563.21	276.27
文化 3 年	588.27	276.27	588.27	276.27
文政 7 年	595.20	323.17	595.20	323.17
文政 10 年	618.25	330.28	618.25	330.28
天保 12 年	902.05	707.29	902.05	707.29
天保 12 年	956.17	828.04	956.17	828.04

第一三表は一之江新田田島家の小作経営の概要を示すが、天保年間には寄生的性格を明らかにしている。もとよりこの背後には一定の農民層分解、土地喪失者の小作人化がその条件としてなければならぬが、その原因を農民負担に求めることは困難である。

第一四表 安政五年笹ヶ崎村階層別村入用

階 層	階層戸数	持 高		入 用		1石当り	
		石	合	入 用	1石当り	入 用	1石当り
3町以上	2戸	34,495.3	78,958	78,958	2,283	78,958	2,283
3-1町	5戸	13,248.0	57,728	57,728	4,342	57,728	4,342
1-0.5町	3戸	4,450.0	14,169	14,169	3,184	14,169	3,184
0.5-0.25町	6戸	1,269.0	1,269	1,269	1,021	1,269	1,021
0.25町以下	23戸						
0	2戸						
計	41戸						

のが第一五表である。この二例によれば、最も村入用の負担を強く受けるのは、三町から五反を所有するいわゆる中農層である。また、年貢の均一石高割の負担を最も強く受けるのもこの層であろう。従って笹ヶ崎村では中農層の農民負担による圧迫を受けての没落がある。

第一五表 階層別農民負担

階 層	人 足	1石当り		1石当り	
		人 足	資 財	人 足	資 財
3町以上	56=11,348	326.1	27,000	326.1	672.6
3-1町	32= 6,648	501.8	16,680	501.8	1,259.1
1-0.5町	29= 5,848	1,314.2	300	1,314.2	674.2
0.5-0.25町	5= 1,248	972.4	48	972.4	378.3

第一四表は安政五年の村入用の階層別負担を示したものである。第二欄は同年の各階層所属戸数を示し、第三欄以降は、各階層から標本として抽出した各一軒の家の持高・村入用負担額を示す。村入用負担額は同年の諸出銭割元より算出した。一石当り負担額に相違があるのは、各家で提供した現物(水利に使用する組・空俵等)及び人足の代価が加えられ、更に村共有財産である中洲の萱売払代金が石高割と家割とによって農民に分配されるべき分が、負担額中より差引かれているためである。更にこの階層の人足・資材負担を示す

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

第一六表 笹ヶ崎村階層

階層	文化13年	文政9年	天保7年	安政3年	慶応2年
30石以上	1	1	1	1	1
30-20石	0	1	1	1	1
20-10	2	2	2	3	2
10-8	0	2	1	0	0
8-6	1	0	2	0	2
6-4	6	5	5	4	3
4-2	10	8	7	5	5
2-1	14	14	9	6	6
1石以下	13	12	16	20	25
無高	1	1	0	22	1
計	47	46	44	42	46

殆んど特有産物のない、これらの村々の停滞性がむしろ強く印象づけられるのである。このような停滞性の原因を見出すことは現在の段階では不可能である。しかしながら次の事は云い得るのである。即ち、都市需要に基づく蔬菜の商品化は、第二表にみるごとく決して農民に多くの貨幣収入をもたらすものでない。笹ヶ崎村においては文化一三年の全戸数四七戸がそれ以降の期間の最大戸数であるから、同村ではすでに戸数が飽和状態に達していたとも考えられる。それに比し、第一図にみる如き順調な人口増加をみた桑川村では、

安定しているのである。そこでは先きにみた農民負担の軽微さが強く作用し、農民層分解を阻止しているかのようにみえる。田島家も天保以降明治初年に至るまで一〇町歩を境として、のび悩んでいるのであって、第二表にみた農産物に明らかたように、蔬菜を除けば

そのような人口増加をもたらすものとして漁業をあげることができよう。

### 六、結 び

以上のごとく、主として笹ヶ崎村を中心とした農民負担の実態と、その農民に与える影響を検討して来た。それを要約すれば、定免制施行以後においても、村入用額の変動は農民負担の総額をかなり上下させる。そして、村入用の変動および全農民負担中における比率は、その村の置かれていた自然的条件により左右され、比較的近接した村々においても同じウェイトをもつものではない。また領主の負担すべき御普請分の農民転嫁は、結果的には年貢増徴と同じ効果をもち、それはまた農民負担を増大させる。

しかし、そのような農民負担も幕末期においては決して重いとは云えなかつた。更に笹ヶ崎村においては農民層分解を促進する重要な要因とは考えられない。むしろ自己の取分において相対的有利性をもつ地主層も順調な発展を示さず、全体として停滞的印象が強い。土地収量と米の領主との分割において、遙かに多くの米を保有することが、必ずしもここでは農業経営を進展させるとは云えないのである。

以上の事は限られた地域の、限られた年間における考察にしかすぎず、これを都市近郊農村全般に適用することはできない。しかし、蔬菜栽培を主たる換金作物とする近郊農村の一類型が見出されたのではないかと思われる。

(二九六一・九・二一)

### 注

- (1) 吉田東伍「古今地主の位置と権利の変化」(『日本歴史之研究』所収)
- (2) 例えば、山田盛太郎「日本資本主義の分析」
- (3) 松好貞夫「新田の研究」、土屋喬雄・小野道雄「近世日本農村経済史論」、土屋喬雄編「日本資本主義論集」、服部之總「明治維新の革命及び反革命」、古島敏雄「元禄前後に於ける農業経営の規模と時代的特質」(『近世日本農業の構造』所収)。
- (4) 戸谷敏之「長防風土記に現われた農業経営の諸類型」(『近世農業経営史論』所収)。
- (5) 服部・土屋・古島前掲書、安良城盛昭「太閤検地の歴史的意義」『歴史学研究』一六七号、古島敏雄・水原慶二「商品生産と寄生地主」等。
- (6) 古島敏雄「幕末期における土地集中の性格」『社会経済史学』一九の六、七三・七七ページ。
- (7) 前掲「商品生産と寄生地主」第五章第三節。
- (8) 古島敏雄編「日本地主制史研究」第三章・第四章。
- (9) 古島敏雄「近世における商業的農業の展開」二六六ページ。
- (10) 大石慎三郎「地主制形成期における農民的米穀市場について」『一橋論叢』三八の四。
- (11) (12) 大石慎三郎「享保改革の経済政策」。
- (13) 中井信彦「幕藩社会と商品流通」一八二―一九五ページ。
- (14) 農民負担としての村入用を取上げた著述は比較的少い。その中で信州佐久郡原村の例を取上げた児玉幸多氏の「近世における村の財政」(『史学雑誌』第六〇編第二号)がある。中山道岩村田宿から甲斐・駿河に通ずる脇往還に面した原村は、年貢は毎年一定していても、年々増

江戸近郊農村の農民負担に関する一考察

加する助郷負担が村入用の膨脹となり、更に、藩財政の窮乏による御用金の賦課、土木費の農民への転嫁がこれに拍車をかけたとされる。村の自然的条件及び社会的条件が定免制の下においても、農民負担を増大せしめた一例である。

(15) (16) 東京都政史料館刊「東京府志料」(謄写版)二五卷三九―四〇、五五―五六、七七―七八ページ、物産書上は三ヵ村ともそれぞれ何点か残しているが、ここでは統一的に観察するために東京府志料を使用した。

(17) 慶応大学経済学研究室所蔵の武蔵国豊島郡角害村文書によれば、寛政二年の下肥掃除代金引上げ嘆願書には武蔵・下総国一〇一六ヵ村が参加しており、この三ヵ村もこれに当然参加していたと思われる。

(18) 野村兼太郎「村明細帳の研究」一一六ページ。

(19) 第四表でも明らかなく桑川村は半農半漁の村であり、農間余業の発達は他の農村に比し大であったと考えられる。文政一二年の農間余業調査では、東葛西領中二二九ヵ村の総戸数四、一〇〇戸中、農間余業戸数は五二二戸、一・二・五パーセントに過ぎないが、その時の桑川村が九二戸中、一七戸、一・五・六パーセントにすぎないことを考慮すれば、実際はこの比率はもう少し高くなると考えて差支えあるまい。

(20) 関山直太郎「近世日本人人口の構造」。

(21) 関東における畑方永納制が統一的に実施されたのは寛文・延宝年間のことと思われる。中井前掲書一二七―一八ページ。

(22) 定免制の幕府直轄領における全面的実施は享保七年以降と考えられる。大石慎三郎「享保改革の経済政策」一二二―一二五ページ、同書によれば、現在横浜市内に属する永田村では享保九年に実施されて

おり、桑川村でも同じく享保九年から実施されている。

(23) 徳川令考前集一九一ページ。

(24) 大石前掲書一四三ページ。

(25) 嘉永六年現在の同街道武蔵国葛飾郡金町村関所を通過した大名は左の如くである。

領地	石高	大名
下総小見川(陣屋)	一万石	内田主殿頭正徳
常陸水戸(城主)	三万五千石	徳川慶篤
同 土浦(城主)	九万五千石	土屋采女正寅直
同 笠間(城主)	八万石	牧野越中守貞貞
同 府中(陣屋)	二万石	松平播磨守頼綱
同 牛久(陣屋)	一万七千七百七十石	山口筑前守弘徹
同 実戸(陣屋)	一万石	松平大炊頭頼徳
同 麻生(陣屋)	一万石	新庄駿河守直虎
同 下妻(陣屋)	一万石	井上遠江守正信

七〇 (一一〇六)

同 谷田部(陣屋) 一万六千石

同 下館(城主) 二万石 細井長門守興建

「葛飾区史」三二三ページ。 石川若狭守総督

(26) 同書二二〇ページ。

(27) 水源地武蔵国埼玉郡羽生領本川俣村元坂より小合溜井まで二〇里余とある。「新編武蔵風土記稿」卷之二十九。

(28) その外、領内費・村政費があるが、第九表にみられる如く、年々固定しているものが大部分を占めるので、総額を変動する主因とはならない。

(29) 一之江新田田島家の小作入付帳によれば、寛政年間より天保二二年の間に六年分の小作料が記されているが、反当小作米は一石から一石九升の間を上下しているのので、笹ヶ崎村の反当一石はほぼ事実を現しているであろう。

(30) 前掲「東京府志料」二五卷・五五ページ。

### 学界展望

#### インフレーション理論の展望

福岡 正夫

#### はしがき

今日のインフレーション理論は、少くとも次の二つの点を考慮に容れたものでなくてはならないと考えられる。すなわちその一つはいわゆる demand-pull のインフレーションばかりでなく、また cost-push のインフレーションをも枠組の中に包摂することであり、もう一つは単一の物価の動きにはつくされない諸価格のあいだの跋行性をも説明することである。本稿では、そうした目標の方向に展開されていた若干の業績の系譜を跡づけてみたいと思う。

#### I demand-pull の理論

旧式な貨幣数量説を近代的有効需要分析に転換する機縁を開いたのはウィクセルとケインズの功績に帰せられるが、とりわけケインズは『一般理論』につづく小冊子『戦費調達論』において今日の需要インフレ理論の基礎と思われるものを提供した。いま彼の理論の

学界展望

七一 (一一〇七)

骨子に倣って、実質国民生産物の大きさを  $X$  と書き、これはさしあたりあるキャパシティ・リミットに達して一定と考えることにする。他方この生産量に対する需要は、国民の実質消費需要が  $C$ 、ここで  $C = aX$ 、また自発需要が  $Y$ 、ただしこれは金額で指定されるものとする。すると、 $t$  期の物価が  $P_t$  であれば、総需要は金額表示で  $P_t(C+Y)$  あるいは  $P_t(aX+Y)$ 、そしてそれだけの需要が  $X$  というキャパシティ・アウトプットに向うわけであるから、次期の物価  $P_{t+1}$  は需給均等の条件

$$(1) P_{t+1}X = P_t(aX+Y)$$

で律せられると考えられる。これが需要インフレ理論の基本方程式である。

ここで(1)式の両辺を  $X$  でわり、生産能力に対する自発需要の割合  $Y/X$  を  $y$  とおけば、

$$(2) P_{t+1} = aP_t + y$$

故に  $y$  が一定で  $0 < a < 1$  であるかぎり、物価は次第にプラスの均衡水準  $P = y/(1-a)$  に近づいていくことが知られる。したがってこの理論によれば、インフレは自発需要が生産能力に対して相対的に高まることよってのみ説明されるのである。<sup>(1)</sup>

ところで以上の理論は単一の物価  $P$  の動きを説明するにすぎないから、諸物価の動きを説明するにはこれを「多部門化」することが必要である。そのような観点から多部門インフレ・モデルを定式化したのはグッドウインをもって嚆矢とするが、彼の理論の仕組<sup>(2)</sup>みは次のようである。まずその経済が  $n$  個の産業ないしは部門から